本部町公告第６７号

公募型プロポーザルの公告

本部町ふるさと納税推進支援業務について、下記の通り公募型プロポーザル行うので公告する。

令和８年１１月１３日

本部町長　　仲宗根　章

１．公募型プロポーザルに対する事項について

（１）　委託業務名　本部町ふるさと納税推進支援業務（以下、「本業務」という。）

（２）　業 務 内 容　「本部町ふるさと納税推進支援業務仕様書」を参照

（３）　業 務 期 間　契約締結日から令和１２年３月３１日まで

（４）　見積上限額　「本部町ふるさと納税推進支援業務に係る委託事業者選定要領」を参照

（５）　契約保証金　本部町契約規則第 30 条第 1 項 11 号に基づき免除

２．プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和８年１１月１３日（金）
質問書の受付期間	令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
質問書への回答	令和８年１１月２６日（木）
参加意向申出書の提出期限	令和８年１１月２６日（木）～ 令和８年１２月４日（金）午後５時まで
参加資格確認結果通知予定日 （書類による参加資格確認及び一次審査）	令和８年１２月１１日（金）
提案書の受付期間	令和８年１２月１１日（金）～ 令和８年１２月１８日（金）午後５時まで
プレゼンテーション審査	令和８年１２月２３日（水）
審査結果通知書	令和８年１２月２５日（金）

３．　応募資格

（1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（2） 令和４年度以降に、本業務と同種・類似の業務の運用実績があり、かつ年間 5 億円以上の寄附実績がある自治体における運営実績があること。

（3） 本事業の業務開始日までに県内に事業所（支店、営業所等を含む。）を有し、本町担当者を置くことを確約できる者。ただし、月１回以上の頻度で本町へ本町担当者を派遣し、本業務の履行が可能な場合はこの限りではない。

（4） 一般社団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、定期的に更新を行っていること。

４．各書類の提出先

〒９０５－０２９２ 沖縄県国頭郡本部町字東５番地（本部町役場２階）

本部町役場　企画商工観光課　総合企画班

ＴＥＬ：０９８０－４７－２７０２

Ｅ-mail：kikaku@town.motobu.okinawa.jp

５．その他

「本部町ふるさと納税推進支援業務に係るプロポーザル実施要領」および「本部町ふるさと納税推進支援業務仕様書」は本部町役場ホームページからダウンロードすることができる。